

捕獲枠の追加配分について

令和3年の捕鯨業における捕獲枠は、科学的根拠に基づいて算出した「捕獲可能量」から、①定置網で混獲された数（5か年平均）、②水産庁留保分を減じた数を漁業者に配分し、水産庁留保分については、枠の消化状況を勘案して追加配分することとしております。

(<http://www.jfa.maff.go.jp/j/whale/attach/pdf/index-58.pdf>)

母船式捕鯨業におけるニタリクジラの捕獲量が、近々、当初配分された捕獲枠に達する見込みであることから、科学的根拠に基づいて算出した「捕獲可能量」の範囲内で、上記の水産庁留保分を追加配分することと致します。

追加配分後の捕獲枠は以下のとおりです。

	捕獲可能量	当初		9/10追加	
		捕獲枠	水産庁留保分	捕獲枠	水産庁留保分
ミンククジラ	171	母船 0	14	母船 0	14
		沿岸 120		沿岸 120	
ニタリクジラ	187	150	37	187	0
イワシクジラ	25	25	0	25	0

引き続き、捕獲枠等の遵守状況の管理を徹底しつつ、科学的根拠に基づく資源管理を行っていきます。